

令和8年度佐賀県と港区をつなぐ演劇上演に係る 公演者輸送業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度佐賀県と港区をつなぐ演劇上演に係る公演者輸送業務

2 目的

佐賀県と東京都港区は令和6年3月18日に「お台場・高輪築堤がつなぐ佐賀県と港区との連携宣言式」を実施し、佐賀に縁のあるお台場や高輪築堤に見られる歴史・文化などの本物の価値を様々な形で発信することをはじめ、幅広い様々な分野で両者の唯一無二の縁をさらに深め、連携していくことを確認している。

これまで、佐賀県立佐賀東高等学校演劇部による高輪築堤をテーマとした演劇を上演し、その歴史的価値を首都圏の住民へ分かりやすく情報発信を行った。

今年度は昨年度に引き続き、佐賀県及び港区の両自治体の学校にコラボしていただき、ともに一つの演劇を創り上げることで、佐賀県と港区との連携宣言をきっかけとした交流を生みつつ、首都圏における佐賀県のプレゼンス向上や佐賀県の子どもたちの修学、郷土愛の涵養等につなげることを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和8年9月30日（水）まで

4 業務内容

下記の演劇上演にあたり（1）に定める業務を行うこと。

【演劇の概要】

タイトル：佐賀県×港区連携演劇（仮称）

会場：港区立高輪区民センター 区民ホール

（東京都港区高輪一丁目16番25号 高輪コミュニティーぷらざ内）

入場者数：延べ440名程度（1回あたり約220名×2回）

日程：令和8年8月23日（日）

同日中に昼・夕方の2回上演予定（午前中：リハーサル）

入場料：無料

公演者：佐賀県立佐賀東高等学校 演劇部 計18名

（生徒15名、顧問2名、コーチ1名）

(1) 航空券・宿泊・貸し切りバス等の手配業務

公演者が演劇上演にあたって上京する際に必要な各種手配を行い、移動や現地での活動が安全に行えるよう補助すること。

ア 行程

公演者の上京期間は令和8年8月22日(土)～24日(月)の2泊3日とする。また、行程は下表のとおりとし、詳細のスケジュールは契約締結後追って連絡する。

| | |
|--------|---|
| 22日(土) | 9:45 佐賀空港 発 (ANA454 便) 11:30 羽田空港 着 →12:00 頃 ホテルへ移動開始 (貸し切りバス、有料道路使用) →手荷物をホテルに預け、会場へ移動 (貸し切りバス) →13:30 頃 会場到着、練習開始 (貸し切りバスはリリース) →練習途中で演劇資材の搬入 (搬入作業は公演者が行う。また搬送用車両は別途県が手配する。) →21:30 練習終了後、ホテルへ移動 (電車、徒歩) 【昼食】 弁当 (車内へ手配すること) 【夕食】 弁当 (会場へ手配すること) |
| 23日(日) | 8:30 ホテルから会場へ移動 (電車、徒歩) →9:00 リハーサル →昼、夕方に2回上演 →上演終了後、演劇資材の搬出及び搬送用車両への積み込み →19:00 頃 撤収作業終了後、飲食店へ移動 (電車、徒歩) →21:00 頃 夕食後、ホテルへ移動 (徒歩) 【朝食】 ホテル 【昼食】 弁当 (会場へ手配すること) 【夕食】 飲食店 (県において三田駅周辺で手配する) |
| 24日(月) | 9:00 ホテルから移動 (貸し切りバス) →都内にある佐賀ゆかりの地など3か所程度を視察 →視察終了後、羽田空港へ移動 (貸し切りバス、有料道路使用) →15:30 羽田空港第2ターミナル 着 (貸し切りバスはリリース) →16:30 羽田空港 発 (ANA455 便) →18:20 佐賀空港 着 【朝食】 ホテル 【昼食】 弁当 (車内か視察先の施設等へ手配すること) |

イ 添乗者の配置

添乗者を1名配置し、3日間の行程に帯同すること。また、公演者の安全管理を徹底し、緊急事態等が発生した場合は県担当者に速やかに報告するとともに、県の指示

に従い対応すること。なお、演劇上演にあたり、当日の受付設営や演劇資材搬送用の車両の誘導等、適宜県の指示に従い運営の補助を行うこと。

ウ 都内視察に係る手続き

24日(月)は都内にある佐賀ゆかりの地など3か所程度を視察するため、視察にあたり施設の予約など事前手続きが必要な場合は対応すること。なお、視察先は県が決定し、契約締結後に追って連絡する。(視察先候補：東京駅、日比谷公園、高輪ゲートウェイシティなど)

エ 手配に係る条件等

以下①～④は、4に記載の公演者の人数分と添乗者1名分を手配すること。

①往復航空券

往路は22日(土)のANA454便、復路は24日(月)のANA455便を手配すること。

②宿泊ホテル

- ・22日(土)と23日(日)の2泊分とし、両日ともに朝食あり・夕食なしにすること。
- ・場所は三田駅周辺(駅から徒歩10分程度まで)で手配すること。
- ・2泊は基本的には同ホテルの連泊とするが、空きがない場合はこの限りではない。
- ・客室タイプは以下のとおりとすること。なお、ツインを手配する場合は、男女が同室とならないよう留意すること。

| 内訳 | 人数 | 客室タイプ |
|-----|-----------|-------------------------------|
| 生徒 | 男性7名、女性8名 | シングル、ツインどちらでも可 組み合わせでの手配も可 |
| 顧問 | 2名 | シングル |
| コーチ | 1名 | シングル |
| 添乗者 | 1名 | シングル |

③食事

- ・1食あたり税込1,500円程度の弁当を1人あたり計4食分手配すること。
- ・23日(日)の夕食は、1人あたり税込2,000円以内で県が飲食店を手配するので、食事代は受託者において支払うこと。

④移動費

電車を利用する以下の移動については、三田駅・白金高輪駅間の電車運賃を支払うこと。

22日(土) 会場→ホテル

23日(日) ホテル→会場

23日(日) 会場→飲食店(三田駅周辺)

⑤貸し切りバス

22日(土)と24日(月)の2日分を手配すること。なお、公演者の人数に加え、添乗者1名、県職員2名が同乗できる車両とすること。

⑥その他経費

- ・都内視察にかかる駐車料金や施設利用料等について、最大で税込 50,000 円を見込むこと。
- ・演劇を上演する高輪区民センター区民ホールについては、22 日（土）及び 23 日（日）ともに県において予約済みであるため、受託者において特に手続きは不要である。また両日ともに施設使用料の支払いは不要である。

オ 各種保険への加入

以下の保険を手配し、該当する事故等が発生した場合は保険対応を行うこと。

①旅行保険

…旅行中にケガや病気、盗難などによって被った損害を補償する保険

②欠航保険

…悪天候等の事故が原因で延泊等が必要になった際の延泊費等の補填を行う保険

③イベント保険

…主催者の運営上の事故により第三者のケガや器物損壊を招いた場合の保険

カ 謝金等の支払い

演劇上演後、以下の経費について公演者へ支払うこと。

①謝礼（税込 150,000 円）

②演劇公演のために必要な物品の購入経費

（購入実績に応じた金額とし、税込 50,000 円を限度とする。）

キ 臨時・緊急時の取り扱い

①演劇上演の中止

自然災害やその他演劇上演が困難な状況が発生し上演を中止する場合は、航空券やホテル等手配したものはキャンセルを行うこと。その場合は委託料の変更契約を行うこととし、発生したキャンセル料等については委託料として県が負担する。

②飛行機の欠航

24 日（月）復路の飛行機が欠航になった場合は、延泊場所及び延泊場所までの移動手段（電車、バス等）、食事等を県の指示に従い手配すること。その場合は委託料の変更契約を行うこととし、宿泊費及び移動費、食費等欠航に伴って追加で発生した費用については委託料として県が負担する。

5 委託業務実施体制

(1) 実施体制

- ・業務の実施にあつては、県と十分協議するとともに責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制をとること。
- ・外部組織、協力会社等が存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任、範囲、指揮系統を明確にすること。

(2) 打ち合わせ・報告に関する要件

- ・受注者は、本業務委託のスケジュール等を県に示したうえで業務を実施し、県との打

ち合わせ・報告等を主体的に行うこと。

6 業務終了後の提出書類等

- (1) 受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告書を佐賀県政策部へ提出するものとする。業務完了報告書は、業務内容の完了が確認できる内容とし、作成にあたっては業務内容及び実施内容が確認できる写真等を掲載すること。
- (2) 当該業務の遂行過程で取得し、または作成した資料
- (3) その他、県が業務完了の確認に必要なものとして指示する資料等

7 その他留意事項

- (1) 本業務の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ発注者に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承諾を得ること。
- (2) この契約にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の洩漏等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」を遵守すること。受注者は個人情報を取扱う際に注意すべきチェックリストを作成すること。
- (3) 本業務の実施にあたっては発注者と十分に協議し、発注者の了承を得て行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、県と受注者が協議の上、これを定めることとする。

8 本委託業務の委託料の支払

完了払い（各種保険手配のため、必要な金額については前金払い可とする。）